



# 下水道事業の経営(公営企業会計)

(安定した経営基盤の確立)

## 1 地方公営企業法の適用

下水道事業は、地方財政法に規定する公営企業であり、条例により任意に地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができます（任意適用事業）。

本県では、鹿島臨海都市計画下水道事業は昭和45年度から、流域下水道事業は平成23年度から地方公営企業法の一部を適用しています。

また、下水道事業は、特に地方公営企業法を適用する必要性が高い「重点事業」として、人口3万人以上の団体については、平成31年度までに公営企業会計に移行するよう総務大臣より要請されています。

### 地方財政法第6条に規定する公営企業（特別会計設置義務）

#### <任意適用事業（条例で規定）>

- 1 交通事業（船舶）
- 2 簡易水道事業
- 3 港湾整備事業
- 4 市場事業
- 5 と畜場事業
- 6 観光施設事業
- 7 宅地造成事業
- 8 公共下水道事業※

自主的適用

### 地方公営企業法第2条に規定する公営企業

#### <当然適用事業>

- 1 水道事業（簡易水道事業を除く）
- 2 工業用水道事業
- 3 交通事業（軌道）
- 4 交通事業（自動車）
- 5 交通事業（鉄道）
- 6 電気事業
- 7 ガス事業
- 8 病院事業

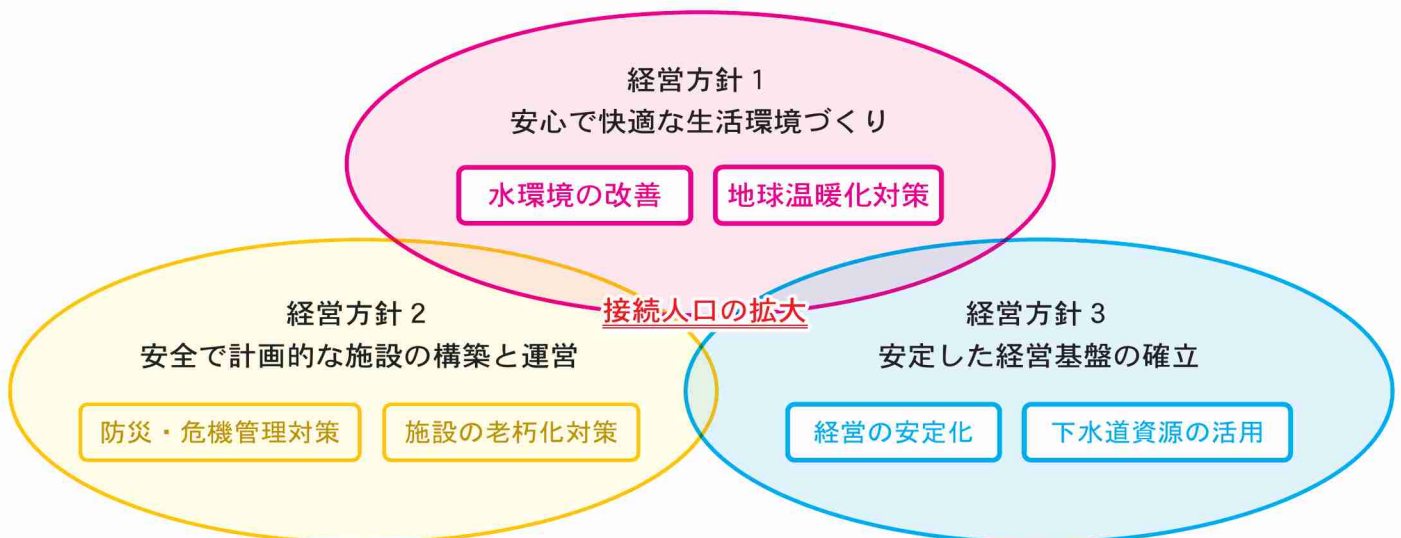
※ここでいう公共下水道事業には、下水道法に定める公共下水道事業（特定公共下水道事業を含む。）のほか、流域下水道事業等も含まれる。

## 2 経営戦略

茨城県下水道事業経営戦略は、中長期的視点のもとに、経営基盤の強化と効率的かつ安定的な経営を図ることを目的に策定したもので、経営の基本となる経営方針を定め、その方針に沿って施策、事業を実施していくこととしています。

また、経営の状況や経営戦略に定めた施策の進捗状況などに対する意見を聴くため、外部有識者等からなる経営懇談会を設置しています。

### 【茨城県下水道事業経営戦略に定める経営方針】



### 3 公営企業会計の予算

公営企業会計の予算は、経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）を表す収益的収支と、施設の新設・改築など建設改良のための費用や企業債償還金などの支出とその財源となる収入を表す資本的収支の2種類になります。

なお、地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第3条（収益的収入及び支出）と第4条（資本的収入及び支出）に例示されていることから、収益的収支は3条予算、資本的収支は4条予算と呼ばれています。

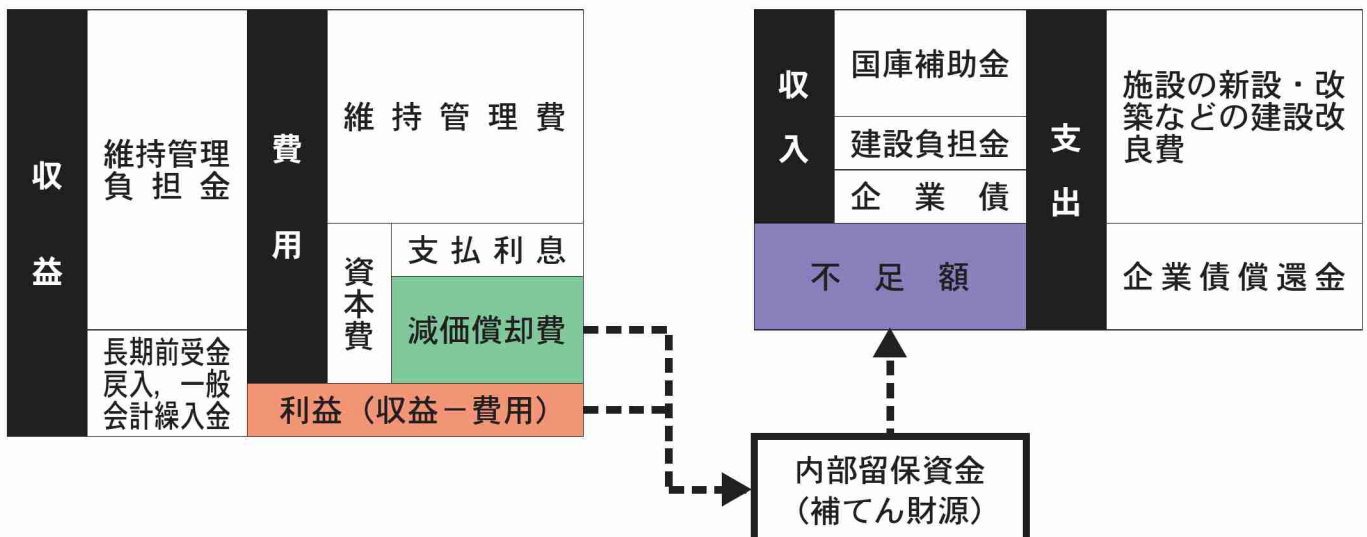
〔収益的収支と資本的収支〕

区 分		費 目 等			内 容	
収益的 収 支  (3 条 予 算)	損益取引 ≡損益計算 (P/L)  経営活動に伴う 収益(収入)と 費用(支出)	収 益  (=収入)	営 業 収 益			維持管理負担金等の主たる営業活動から生じる収益
			営 業 外 収 益 等			長期前受金戻入、一般会計からの繰入金、預金利息等の主たる営業活動以外の活動によって得られる収益
		費 用  (=支出)	営 業 費 用	主たる 営業活 動のた め生じ る費用	維 持 管理費	職員給与費、電気代等の動力費、施設の点検整備費及び修繕費など
					減 価 償却費	建設改良により構築した施設等について、その帳簿原価を耐用年数に応じ各年度の費用として計上するもの
	営 業 外 費 用 等			企業債の支払利息など、主として財務活動に伴う費用及び主たる営業活動以外によって生じる費用		
資本的 収 支  (4 条 予 算)	資本取引 ≡貸借対照 (B/S)  施設の新設・改築 など建設改良費 や企業債償還金 などの支出と その財源となる 収入	収 入	国 庫 補 助 金		社会資本整備交付金等の国庫支出金	
			建 設 負 担 金		建設改良のための支出について、受益者が負担する負担金	
			企 業 債		建設改良費等の財源に充てるため借り入れする企業債	
		支 出	建 設 改 良 費 等		施設の新設・改築など建設改良のための費用	
企 業 債 償 還 金			建設改良費等の財源に充てるため借り入れた企業債の元金償還金			

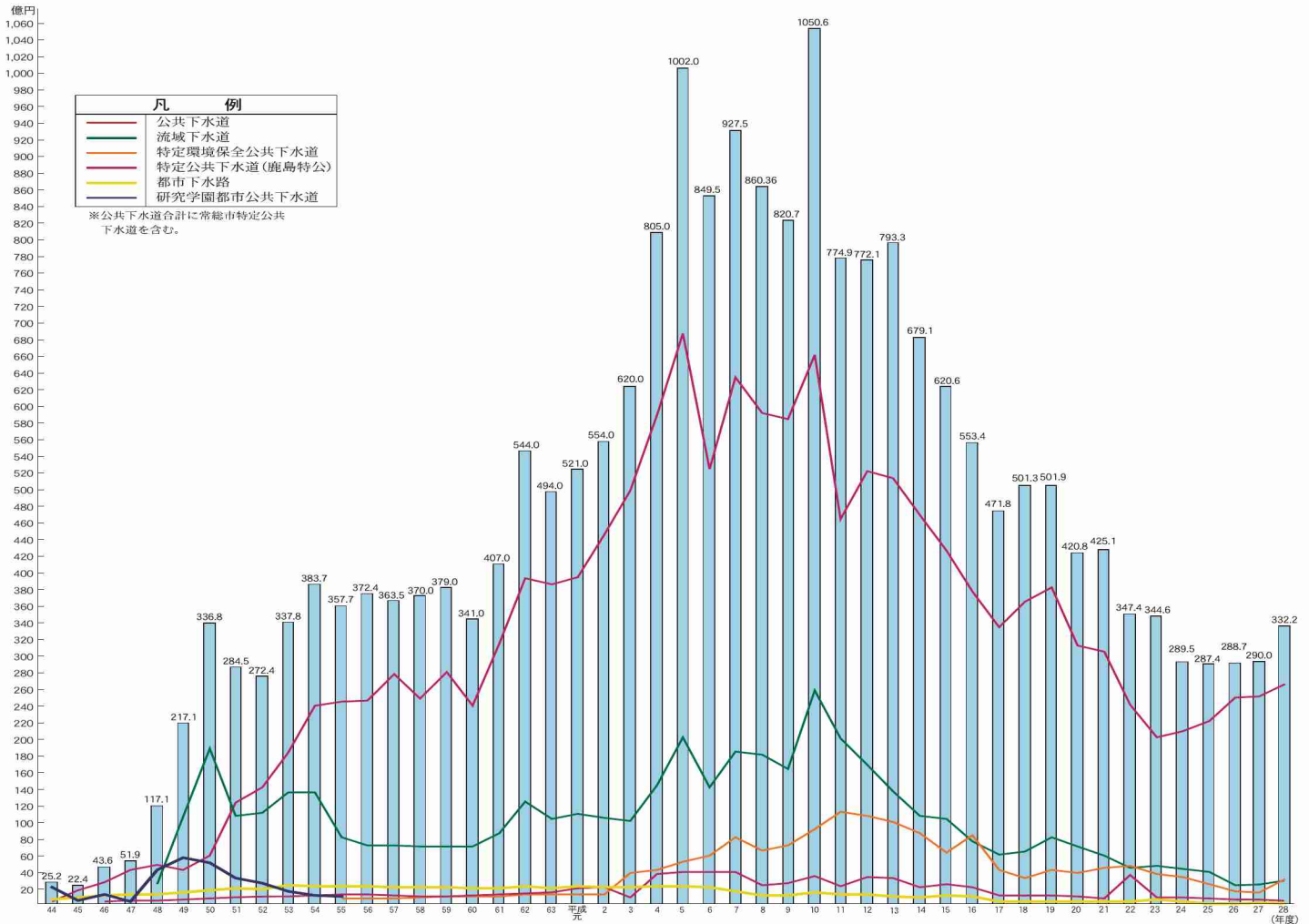
〔収益的収支と資本的収支の関係〕

○収益的収支（3条予算）

○資本的収支（4条予算）



## 4 本県の下水道事業費の推移（総事業費）



## 5 下水道事業の財源

下水道事業の財源構成は、新設増設（設置）及び改築に係る建設費については、国費，地方債，一般財源（都市計画税を含む）及び受益者負担金等により，また維持管理費については，使用料及び一般財源によりまかなわれています。

事業名			負担割合(%)						(%)					
			10	20	30	40	50	60	70	80	90	100		
公共下水道 (特環を含む)	※ 1 交付金	管渠・処理場 低率 1 / 2	1/2				4.5/10				0.5 / 10			
		処 理 場 高 率 5.5 / 10	5.5/10				4.05/10				0.45 / 10			
	単 独 事 業	9.5/10						0.5 / 10						
単 独 事 業			9.5/10						0.5 / 10					
流 域 下 水 道	※ 2 交付金	管渠/ポンプ場/用地/処理場 低 率 1 / 2	1/2				1/4		1/4					
		処 理 場 高 率 2 / 3	2/3				1/6		1/6					
	単 独 事 業	1/2				1/2								
特定公共下水道 (鹿島特公)	交 付 金		3/8				5/8							
	単 独 事 業		10/10											
特 定 公 共 下 水 道			2/9		7/9									
都 市 下 水 道 路			4/10		1.8/10		4.2/10							

※ 1 社会資本整備総合交付金・防災安全交付金・地方創生汚水処理整備推進交付金

※ 2 社会資本整備総合交付金・防災安全交付金

凡 例	国 費	交 付 金
		地方債(県)
地方負担		地方債(市町村)
		受益者負担金, 都市計画税, 一般財源
その他		企業等負担



## 1 風力発電施設

更なる省エネ対策を推進するため、県事業として初めて風力発電施設の建設に着手し、平成24年2月から本格稼働しています。

発電した電気は処理場で利用されるほか、一部を売電し、維持管理費に充当することで、下水道経営の安定に寄与しています。

### ○計画概要

- ・設置場所 深芝処理場  
(鹿島臨海特定公共下水道)
- ・総事業費 約6億円
- ・設備概要 2,000kW発電設備 1基  
風車高さ 約120m, 直径 約80m
- ・稼働実績 平成28年度発電量 約399万kWh  
(うち約361万kWhを処理場で利用し、約38万kWhを売電。)  
(年間で約3,200万円のコスト削減)



## 2 太陽光発電施設

下水処理場の未利用地において、太陽光発電施設を導入することで再生可能エネルギーの活用を図り、平成26年3月から本格稼働しています。

発電した電気は全量売電し、維持管理費に充当することで、下水道経営の安定に寄与しています。

### ○計画概要

- ・設置場所 利根浄化センター  
(霞ヶ浦常南流域下水道)
- ・敷地 約2.5ha
- ・設備概要 2,000kW発電設備  
パネル 250W/枚 × 8,022枚
- ・総事業費 約6.2億円
- ・売電期間 20年間
- ・買取単価 国認定単価による (H25認定単価 36.0円/kWh税抜)
- ・事業効果 温室効果ガスの削減 (約1,320トン/年の二酸化炭素を削減)
- ・稼働実績 平成28年度発電量 約239万kWh (約9,300万円の売電収入)

